

一般財団法人とかち勤労者共済センター 業務方法書

第1章 総則

(趣旨)

第1条 一般財団法人とかち勤労者共済センター(以下「センター」という。)の業務は、定款に定めるもののほか、この業務方法書の規定によって実施するものとする。

第2章 会員

(会員の資格)

第2条 センターの会員となることができる者は、次に掲げる十勝管内の勤労者等とする。

- (1) 事業主及び事業主との雇用関係にある者で役職及び給与形態を問わない
 - (2) その他理事長が認めた者
- 2 前項にかかわらず、次に掲げる者を除く。
- (1) 加入時において休業（病気等による療養中を含む）又は休職している者

(加入申込み)

第3条 会員として加入しようとする者は、加入申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

(資格の取得)

第4条 会員の資格は、15日までに加入申し込み手続きをし承認された場合、翌月の1日に取得するものとする。（15日が休日の場合、直前の営業日とする。）

(資格の喪失)

第5条 会員が退会しようとするときは、15日までに退会手続きをし承認された場合、退会するものとする。（15日が休日の場合、直前の営業日とする。）

- 2 会員の資格は、前項の承認を得た月の末日に喪失するものである。

(資格の取消)

第6条 理事長は、会員の次に掲げる事実が認められたときには、会員の資格を取消することができるものとする。

- (1) センターの業務を妨げる行為をしたとき。
- (2) センターの規定に反し、又はセンターの信用を傷つける行為をしたとき。

- (3) 会費を3ヶ月以上滞納したとき。

(権利の喪失及び義務の履行)

第7条 第5条の規定により退会した者及び前条の規定により会員の資格を取消された者は、センターに対する一切の義務を履行しなければならない。

(資格の継続)

第8条 第5条の規定により退会した者が再加入の申し込みをした場合であって、理事長が特に認めた時は、会員の資格を継続させることができる。
ただし、再加入の場合再加入以前の利益は受けられない。

第3章 会 費 等

(入会金)

第9条 入会金は、加入者一人につき200円とする。
2 既納の入会金は返還しない。

(会費)

第10条 会費は、会員1人につき月800円とする。
2 会員は、センターが指定する金融機関に納入するものとし、その納入方法は別に定める。
3 既納の会費は返還しない。

第4章 事 業

(給付事業の範囲と実施方法)

第11条 給付事業の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、会員にその給付事由が発生したときは、給付金等を給付するものとする。
2 別表1の給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17）（略称、全労済協会という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施し、センターまたは会員が保険契約の被保険者となるものとする。
3 別表1の給付金の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。
4 別表2の給付事業は、センターが独自に実施し、給付金等の給付の条件等は、センターが別に定めるものとする。

(福利厚生事業)

第12条 センターは、会員に対して次に掲げる福利厚生事業を行うものとする。

- (1) 自己啓発・余暇活動に関する事業
- (2) 健康の維持増進に関する事業
- (3) 生活安定に関する事業
- (4) 前各号に定める事業のほか、福利厚生に関し必要な事業

(受益者)

第13条 会員は、資格取得の日から資格喪失の日まで、センターが行う事業により利益を受けるものとする。ただし、次の各号に該当した場合はその限りでないものとする。

- (1) 給付事由が発生した日の翌日から起算して3年を経過した場合
- 2 会員証を紛失及び破損等による再発行する場合の再発行料は200円とする。

(受益の制限)

第14条 理事長は、会員が会費の納入を怠ったときは、会員の受益の全部又は一部を制限することができる。

第5章 雑 則

(委任)

第15条 この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の同意を得て定める。

附則

1. この業務方法書は、平成6年11月14日から施行する。
2. センター発足の日に関済会の会員であったものはセンターの会員とする。
3. この業務方法書は、平成9年3月1日から施行する。
4. この業務方法書は、平成10年4月1日から施行する。
5. この業務方法書は、平成15年4月1日から施行する。
6. この業務方法書は、平成16年4月1日から施行する。
7. この業務方法書は、平成19年4月1日から施行する。
8. この業務方法書は、平成19年5月16日から施行する。
9. この業務方法書は、平成20年3月1日から施行する。
10. この業務方法書は、平成24年1月24日から施行する。
11. この業務方法書は、平成24年4月1日から施行する。
12. この業務方法書は、平成26年4月1日から施行する。

13. この業務方法書は、平成27年4月1日から施行する。
14. この業務方法書は、平成31年4月1日から施行する。
15. この業務方法書は、令和3年4月1日から施行する。
16. この業務方法書は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

			給付事由	給付金額(円)		
保 險 金 ・ 弔 慰 金	死 亡 保 險 金	会 員 本 人	不慮の事故により死亡した場合	50,000		
			疾病により死亡した場合	71歳未満	50,000	
				71歳以上	25,000	
	死 亡 弔 慰 金	会員の配偶者が死亡した場合			20,000	
		会員の子どもが死亡した場合			10,000	
		会員の親が死亡した場合			5,000	
		会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合			10,000	
	重 度 障 害 ・ 後 遺 障 害 保 險 金	会 員 本 人	不慮の事故により後遺障害の状態となった場合		50,000～2,000	
			疾病により重度障害の状態となった場合	71歳未満	50,000	
				71歳以上	25,000	
		住 宅 災 害 保 險 金	火 災 等 に よ る	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合	50%以上	100,000
					30%以上50%未満	70,000
					20%以上30%未満	50,000
	20%未満				20,000	
	自 然 災 害 に よ る		会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上	30,000	
20%以上70%未満		15,000				
20%未満		3,000				
		会員の居住する建物の床上浸水		6,000		
祝 金 等	還暦祝金		会員が満60歳に達した場合	10,000		
	退 会 餞 別 金	会員が在会して右の期間を経過して退会した場合	5年以上	5,000		
			10年以上	10,000		
※給付金額は別表2の「退会餞別金」と合算した金額となる						

別表 2

		給付事由	給付金額(円)	
祝金等	結婚祝金	会員が結婚した場合	10,000	
	出生祝金	会員に子が出生した場合	10,000	
	入学祝金	会員の子が小学校に入学した場合	10,000	
		会員の子が中学校に入学した場合	10,000	
	二十歳祝金	会員が満20歳に達した場合	10,000	
	銀婚祝金	会員が結婚して25周年の記念日を迎えた場合	10,000	
	珊瑚婚祝金	会員が結婚して35周年の記念日を迎えた場合	10,000	
	金婚祝金	会員が結婚して50周年の記念日を迎えた場合	10,000	
	安全運転祝金	会員がゴールドで自動車免許を更新した場合	5,000	
	運転免許 高齢者講習補助金	会員が高齢者講習を受講して自動車運転免許を更新した場合	3,000	
	運転卒業祝金	75歳以上、在会10年以上の会員が自動車運転免許を返納した場合	10,000	
	退会餞別金	会員が在会して右の期間を経過して退会した場合	5年以上	5,000
10年以上			10,000	
※給付金額は別表1の「退会餞別金」と合算した金額となる				
見舞金	傷病見舞金	会員が傷病により休業した場合	休業期間 14日以上30日未満	5,000
			休業期間 30日以上60日未満	10,000
			休業期間 60日以上90日未満	15,000
			休業期間 90日以上120日未満	20,000
			休業期間 120日以上	25,000